

平成 28 年 11 月 4 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 28 年 11 月 5 日から平成 28 年 12 月 5 日までの間、意見を募集します。

1 主な改正内容

救急隊の編成について、現行では救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって編成しなければならないとされているところ、過疎地域及び離島において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための計画を定めた場合に限り、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び一定以上の教育を受けた准救急隊員一人以上をもって編成できることとします。

2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象
 - ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 28 年 12 月 5 日（月）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



（連絡先）

消防庁救急企画室 大嶋理事官・谷口事務官

TEL 03-5253-7529（直通）

FAX 03-5253-7539

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）

2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話等による意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kyukyukikaku@soumu.go.jp

総務省消防庁救急企画室救急企画係あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口「e-Gov」を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁救急企画室あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX：03-5253-7539

総務省消防庁救急企画室あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期間

平成 28 年 11 月 5 日（土）から平成 28 年 12 月 5 日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」及び消防庁ホームページに掲載するほか、総務省消防庁救急企画室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。（連絡担当者の氏名は公表しません。）
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 連絡先窓口

総務省消防庁救急企画室

担 当：谷口

電 話：03-5253-7529

F A X：03-5253-7539

電子メールアドレス：kyukyukikaku@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁救急企画室 あて

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防法施行令の一部を改正する政令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

消防法施行令の一部を改正する政令（案）概要

1. 改正の経緯

- 近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。
- 愛媛県西予市の一部の地域において、救急隊を平日昼間しか配置ができておらず、同市から地方分権改革提案として、救急隊（現行 3 人）を 2 人で編成し、軽症患者を搬送したいとの要望があった。
- 上記提案を受け、過疎地域等において、救急業務を 3 人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせる等の方策について検討し、必要な措置を講じる旨の閣議決定がなされた。

2. 改正の概要

- 救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とする。
- 市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（実施計画）を定めたときは、2 人以上の救急隊員と 1 人以上の准救急隊員での編成を可能とする。

3. 具体的要件

- 准救急隊員を含めた救急隊の編成の対象地域は、過疎地域及び離島（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））とする。
- 実施計画に記載する総務省令で定める事項は、准救急隊員を含めた救急隊で救急業務を行う時間や地域などとする。また、実施計画を策定した場合、当該実施計画を公表することとしている。
- 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92 時間）を修了した者^{※1}等^{※2}とする。なお、准救急隊員は、業務を 3 人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置を単独で行うことはできない。
 - ※1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等
 - ※2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科（250 時間）を修了した者

4. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正

《 課 題 》

平成28年11月 消防庁

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。

《 検討経緯 》

地方分権改革提案

一部の地区において、救急隊が平日昼間しか配置されず、夜間や休日は遠く離れた本署から救急隊が出動している状況。救急隊（現行3人）を2人で編成し、軽症患者を搬送したい。
【愛媛県西予市より】

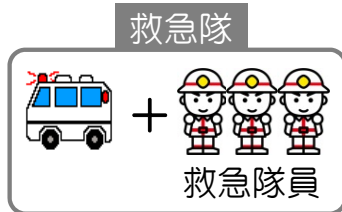
閣議決定（H27.12.22）概要

過疎地等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる。

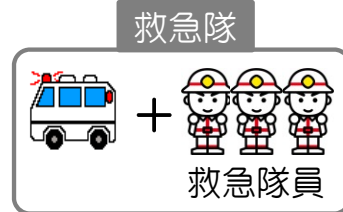
《 対 応 》

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするための政令（消防法施行令）の改正を行う。（平成29年4月1日施行）

現行



改正案



又は



【対象地域】 過疎地域等の条件不利地域

- 過疎地域
- 離島（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））

□ 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92時間）を修了した者※1等※2

※1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等

※2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、救急科（250時間）修了者

□ 准救急隊員は、業務を3人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置※を単独で行うことはできない。

※ 例 のどに詰まった異物に対する吸引器を用いた除去

□ 市町村は、実施地域や実施時間等についての計画を策定し、公表

愛媛県西予市の提案(地方分権改革の提案募集)

救急隊(現行3名)を2名で編成し、軽症患者を搬送したい
(目的) 現場到着時間の短縮による救命率の向上

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針

閣議決定(平成27年12月22日) 【提案番号328】消防法(昭23法168)

救急隊の編成(第35条の12)については、過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の者に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会(平成28年2月)

(報告書抜粋)

人口の低密度化が特に進行する条件不利地域などの地域に限定した上で、救急隊員3人以上という現行の基準を緩和し、計3人以上のうち1人は一定の訓練を経た消防職員以外の者での編成によって救急業務を実施できるようにすることが考えられる。

救急業務のあり方に関する検討会(平成28年3月)

准救急隊員が行うことのできる応急処置の範囲やそれに応じて必要となる講習(92時間(※))について一定の結論を得た。

※ 通常の救急隊員の場合は250時間の講習が必要。

改 正 案	現 行
<p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域</p> <p>三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）</p>	<p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。――。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p>

（第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域）

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二
条第一項に規定する過疎地域

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号
に規定する離島の区域

3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、そ
の内容を公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の航空機には、傷病
者の搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう
。次条第二項において同じ。）に適した設備を設けるとともに、救
急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければな
らない。

5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する
消防職員をもつて充てなければ ならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了し
た者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する
者として総務省令で定める者

6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員
（消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法
律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の
職を占める職員に限る。）をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程
を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する
者として総務省令で定める者

2 前項の救急自動車及び 航空機には、傷病
者を搬送する に適した設備をする とともに、救

急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければな
らない。

3 第一項 の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する
消防職員をもつて充てるようにしなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了し
た者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する
者として総務省令で定める者

第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならぬ。

2 前項の航空機には、傷病者の搬送に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てなければならぬ。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならぬ。

2 前項の航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てるようにしなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

【附則第二項関係】

◎ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>警察官以外</p>	<p>警察官</p> <p>一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>職員の区分</p> <p>職 務</p>	<p>（特殊公務に従事する職員の特例）</p> <p>第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員、消防団員、准救急隊員、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。</p> <p>2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職務とする。</p>	<p>警察官以外</p>	<p>警察官</p> <p>一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>職員の区分</p> <p>職 務</p>	<p>（特殊公務に従事する職員の特例）</p> <p>第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員（消防団員を含む。次項において同じ。）、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。</p> <p>2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、当該 下欄に掲げる職務とする。</p>
--------------	--	-------------------------	---	--------------	--	-------------------------	---

<p>の警察職員</p> <p>務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの</p>	<p>消防吏員及び消防団員</p> <p>一 火災の鎮圧</p> <p>二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>准救急隊員</p> <p>天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>麻薬取締員</p> <p>一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査</p> <p>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送</p> <p>三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行</p>	<p>災害応急対策従事職員</p> <p>天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>3 法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。</p>
<p>の警察職員</p> <p>務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの</p>	<p>消防吏員</p> <p>一 火災の鎮圧</p> <p>二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>麻薬取締員</p> <p>一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査</p> <p>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送</p> <p>三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行</p>	<p>災害応急対策従事職員</p> <p>天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p>	<p>3 法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。</p>

【附則第三項関係】

◎ 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第四百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法附則第十六条第一項の政令で定める費用）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。</p> <p>一 都道府県公安委員会（法第百十四条の規定により道公安委員会 の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同 じ。）による次に掲げる施設の設置に要する費用</p> <p>イ 信号機、道路標識又は道路標示</p> <p>ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する 法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号口に 規定する交通管制センターをいう。）</p> <p>二 地方公共団体による次に掲げる施設の設置でその管理する道路 （道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定す る道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条 第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長 と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条におい て同じ。）に係るものに要する費用</p> <p>イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）</p> <p>ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車 歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い</p>	<p>（法附則第十六条第一項の政令で定める費用）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。</p> <p>一 都道府県公安委員会（法第百十四条の規定により道公安委員会 の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同 じ。）による次に掲げる施設の設置に要する費用</p> <p>イ 信号機、道路標識又は道路標示</p> <p>ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する 法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号口に 規定する交通管制センターをいう。）</p> <p>二 地方公共団体による次に掲げる施設の設置でその管理する道路 （道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定す る道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条 第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長 と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条におい て同じ。）に係るものに要する費用</p> <p>イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）</p> <p>ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車 歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い</p>

速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車が減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために進行路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの

ハ 交差点又はその付近における突角の切り取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

ニ 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差角の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項及び第二項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車が減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために進行路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの

ハ 交差点又はその付近における突角の切り取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

ニ 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差角の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の十二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「消防職員」を「消防吏員」に、「充てるようにしなければ」を「充てなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の救急自動車及び」を「第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の」に、「傷病者を搬送する」を「傷病者の搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第二項において同じ。）」に、「をする」を「を設ける」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適

切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域

三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域

3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地

方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）をもつて充てなければならない。

- 一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
 - 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者
- 第四十四条の二第二項中「傷病者を搬送する」を「傷病者の搬送」に、「をする」を「を設ける」に改め、同条第三項中「充てるようにしなければ」を「充てなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正）

- 2 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。
 - 第二条の三第一項中「（消防団員を含む。次項において同じ。）」を「、消防団員、准救急隊員」に改め、同条第二項中「、当該」を「、それぞれ同表の」に改め、同項の表警察官の項第三号中「勾引状、勾

留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同項第五号中「防禦」を「防御」に改め、同表消防吏員の項中「消防吏員」の下に「及び消防団員」を加え、同項第二号中「防禦」を「防御」に改め、同項の次に次のように加える。

准救急隊員

天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号及び第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「勾引状、勾留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同表災害応急対策従事職員の項中「防禦」を「防御」に改める。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正）

3 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ニ中「勾配」を「勾配」に改め、同号ホ中「さく」を「柵」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。